

東京都男女平等参画審議会  
第 1 回配偶者暴力対策部会

(平成 2 8 年度)

平成 2 8 年 7 月 5 日

生活文化局

# 東京都男女平等参画審議会

## 第1回配偶者暴力対策部会 次第

平成28年7月5日(火)午前10時から12時まで  
第一本庁舎16階 特別会議室S4

- 1 開 会
- 2 部会長及び部会長代理の選任
- 3 「配偶者暴力対策基本計画」の改定項目と、改定に向けた課題について
- 4 その他
- 5 閉 会

### 配布資料

- 1 東京都男女平等参画審議会運営要綱
- 2 東京都男女平等参画審議会配偶者暴力対策部会委員名簿
- 3 「東京都男女平等参画推進総合計画」（仮称）策定に当たっての基本的な考え方（案）について
- 4 新基本計画における体系項目（案）
- 5 東京都配偶者暴力対策基本計画の改定に当たっての主な課題
- 6 「配偶者暴力対策基本計画」改定に向けた現状〈現状計画を踏まえて〉
- 7 関連図表

### 参考

- 1 現行計画策定後の動きについて
- 2 東京都配偶者暴力対策基本計画事業 平成27年度実績状況調査表

(午前 10 時 04 分 開会)

○男女平等参画担当部長 本日はお忙しい中、ご出席をいただきまして、まことにありがとうございます。

これより、東京都男女平等参画審議会第1回配偶者暴力対策部会を開会させていただきます。私は、本審議会の事務局を担当しております、男女平等参画担当部長の吉村でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

本日は、第1回の部会でございますので、後ほど、部会長の選出をお願いする予定でございますが、それまでの間、私が進行を務めさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

議事に入ります前に、本日の出席状況についてご報告させていただきます。現在、4人の委員にご出席いただいておりますが、間もなく加藤委員もご到着の予定でございますので、全委員のご出席をいただく予定でございます。

続きまして、審議会及び会議録の公開・非公開につきまして、ご確認をお願いいたします。

東京都男女平等参画審議会の運営要綱第10によりまして、審議会の会議は、公開で行うものとする。ただし、審議会の決定により一部非公開の取扱いとすることができる。という旨の規定がございます。

ご意見がなければ、本日の部会は公開で行わせていただきたいと思いますと思いますが、よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

○男女平等参画担当部長 ありがとうございます。

次に、議事録の取り扱いについてでございますが、議事録は全文氏名入りでホームページ及び都庁第一本庁舎にございます、都民情報ルームで公表させていただきたいと存じます。

議事録の作成方法でございますが、事務局で議事録の案を作成し、発言者の皆様にご確認をお願いいたします。最終的な確認は、後ほど選出される部会長にご一任ということで、ご了承いただければと存じます。

なお、個人情報にかかわる事項がある場合には、発言者及び部会長とご相談の上、対応させていただきたいと存じます。

それでは、恐れ入ります。着席をさせていただきます。

それでは、初めに部会委員の皆様をご紹介します。

まず、田村伴子委員でいらっしゃいます。

中島幸子委員でいらっしゃいます。

山崎新委員でいらっしゃいます。

○男女平等参画担当部長 山田昌弘委員でいらっしゃいます。

続きまして、東京都の職員をご紹介します。

男女平等参画課長の白石でございます。

○男女平等参画課長 男女平等参画課長の白石です、よろしくお願いします。

○男女平等参画担当部長 東京ウィメンズプラザ所長の山口でございます。

○東京ウィメンズプラザ所長 山口です。よろしくお願い申し上げます。

○男女平等参画担当部長 東京都女性相談センター所長の和田でございます。

○東京都女性相談センター所長 和田でございます。よろしくお願いいたします。

○男女平等参画担当部長 紹介は以上でございます。

それでは、会議次第の２、部会長及び部会長代理の選任について、お諮りしたいと存じます。

部会長につきましては、運営要綱第７第２項に基づきまして、部会委員の皆様の互選により選出することとなっております。ご意見がございましたら、お伺いしたいと存じますが、いかがでしょうか。

山崎委員、お願いいたします。

○山崎部会長代理 山田委員を推薦したいと思います。山田委員は、内閣府の男女共同参画会議の女性の暴力に関する専門調査会の委員を務めておられて、また、東京都の男女平等参画審議会の委員を第３期でもなさったと伺っております。ご経験、ご見識ともに山田委員がふさわしいと思うのですが、いかがでしょうか。

○男女平等参画担当部長 ありがとうございます。ただいま、山崎委員から山田委員を部会長にご推薦いただきましたが、ご異論がなければ山田委員に部会長をお願いしたいと存じますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○男女平等参画担当部長 ありがとうございます。それでは、皆様のご賛同をいただきましたので、本部会の部会長を山田委員をお願いしたいと存じます。

山田委員、どうぞ、部会長席のほうにお座りいただけますでしょうか。○男女平等参画担当部長 それでは、ここで、ただいま選任されました部会長にご挨拶をいただきたいと存じます。また、運営要綱第７第４項に基づきまして、部会長代理のご指名もよろしくお願いいたします。

○山田部会長 中央大学の山田昌弘と申します。たまたま、私、国の委員を務めておりまして、さらにちょっと前まで住んでいた北区の委員も務めていましたので、国レベル、都レベルの市区町村レベルと各レベルの委員を同時に務めるという、僥倖に恵まれました。

今、配偶者に対する暴力はいろいろ問題になっておりますし、最近は親密な関係における暴力という形で性暴力なりストーカーなり、そういう形でだんだん広がってきていると思います。暴力のない社会に、親密な関係における暴力のない社会を目指して努力

する所存でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○男女平等参画担当部長 お願いいたします。

○山田部会長 部会長代理は、部会長の指名とのことですので、指名させていただきます。  
弁護士委員であり、本委員会の審議会の委員である山崎委員にお願いしたいと思うのですが、いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○山田部会長 ありがとうございます。

○山崎部会長代理 よろしく申し上げます。

○山田部会長 この部会は、運営要綱第7第1項及び第7第6項に基づき、会長より東京都配偶者暴力対策基本計画の改定に向けた具体的な議論をし、その結果について審議会に報告することという付託を受けております。委員の皆様には、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

それでは、早速、会議次第の3に入らせていただきます。今回の改定と主な課題について、事務局の方からご説明をお願いいたします。

白石課長、お願いいたします。

○男女平等参画課長 男女平等参画課長、白石でございます。座って説明させていただきます。

それでは、私のほうから配偶者暴力対策基本計画策定に当たっての基本的な考え方、それから新基本計画におけます体系項目、また改定に当たっての主な課題につきまして、説明させていただきます。

まず、資料3をごらんください。お手元にお配りしておりますA3の横の資料でございます。こちら、左側に現行の計画体系というところがございます。こちらの現行体系におきまして、配偶者暴力対策につきましては4番、人権が尊重される社会の形成の(1)男女平等参画を阻害する暴力への取組に位置づけ、別冊として取りまとめております。

今回の東京都配偶者暴力対策基本計画では、配偶者暴力対策及び被害者支援等の計画を主たる領域としながら、性暴力やストーカー被害者に対する支援など、近接する課題も合わせた計画にしたいというふうに考えております。

したがって、右側の新計画における体系におきましては、現行体系の4の(1)のすべてを領域後の男女間のあらゆる暴力の防止と被害者支援に位置づけるとともに、(3)男女平等参画とメディアの部分その内容をよりの確にあらわすため、性暴力表現等への対応と表現を変えております。

今回の改定につきましては、現行計画策定時の考え方は継承した上で、重視すべき視点としまして、こちら、資料の基本的な考え方(案)の2の四つ目の矢印に記載しておりますとおり、男女間のあらゆる暴力の根絶に向けた多様な主体による取組の推進、こちらを挙げております。

配偶者からの暴力の防止対策は、初期の相談対応から被害者の安全確保、生活再建まで、さまざまな機関が連携を図り、切れ目のない支援を行うことが必要でございます。そのため、被害者支援に取り組む関係機関のネットワーク強化をさらに推進していく必要があることから、重視すべき視点として設定しております。

新計画の策定に当たりましては、こちら基本的な考え方3に記載してございますが、PDCAサイクルにより計画の実効性を高めるため、各主体が実施する取組の内容に応じて、具体的な行動目標や達成年度などを設定したいというふうに考えております。

続きまして、資料の4をごらんください。A4縦の資料でございます。資料3の検討項目を、体系項目に落としたものとなります。配偶者暴力対策につきましては、七つの大項目と14の小項目に分けておりますが、基本的に現行の計画と大きな違いはございません。

多少表現を変えたところとしましては、1の(1)「暴力を許さない社会形成のための教育と啓発の推進」でございます。こちらは、もともと「暴力の未然防止のための」という表現でございましたが、配偶者暴力に関する教育や啓発は、未然防止のみならず、被害者本人や周りにその暴力に気づかせ、それを放置しないで相談につなぐ暴力を許さない社会形成のための教育と啓発の推進が必要と考え、このような表現にしてはどうかと考えております。

また、3の(2)につきましては、被害者の追跡や子供との面会を目的とした問い合わせ、威圧行為が当事者以外にも生じていることから、被害者はもとより被害者周辺の支援者等にも加害者対策を周知していく必要があると考え、現行の計画では安全の確保としておりましたが、安全の確保と加害者対策としたいと考えております。

こちらの体系項目における課題につきましては、資料6に記載しておりますが、すべてを説明すると時間がかかってしまうという関係から、都が特に課題と考えております4点について、ご説明をさせていただきたいというふうに考えております。

次の資料5をごらんください。こちら、計画改定に当たっての課題として四つの課題を挙げております。まず1点目が、若年層への意識啓発でございます。

配偶者から暴力を受けた女性の約45%、交際相手から暴力を受けた女性の約40%はどこにも相談をしていないという現状がございます。

その相談しなかった理由としましては、「相談するほどのことではない」が一番多く、交際相手からの暴力におきましては、「デートDVだとは認識していなかった」という理由が配偶者からの暴力に比べ多い現状がございます。

また、都内での相談機関の周知度は国の調査より高いものの、4割の人が知らないと答えております。この割合は前回調査より下がっております。また、年代が低くなるほど、周知度が低くなるといった状況がございます。

当調査では、交際相手から暴力を受けた経験のある女性は42%に及び、国の調査より高い結果が出ております。被害により命の危険を感じた経験のある人は、配偶者暴力

で 9.2%、交際相手からの暴力は 20.5%、ストーカー行為では 25.4% という結果になっております。

こういった状況から、若年層に対し、交際相手からの暴力等についての正しい知識や自衛策、相談機関の周知等効果的な啓発の実施、また、小さいうちからの、お互いを尊重するなどの適切な人間関係形成に向けた取組の推進が必要と考えております。

続きまして、課題 2、区市町村の配偶者暴力相談支援センターの整備でございます。

こちらにつきましては、男女間の暴力における暴力を防止するために必要なこととして、「被害者が早期に相談できるよう身近な相談窓口を増やす」と回答した人が 7 割近くで、最も高い結果となっております。

また、配偶者暴力の相談ができる専門窓口がある区市町村の数は 62 団体中 52 団体で、区はすべての区で設置をしております。

関係機関との連絡会議のある区市町村の数は 39 にのぼるなど関係機関のネットワーク化が進んでおります。

一方、区市町村の配偶者暴力相談支援センターの整備数は、12 区と現行計画における目標数 5 を大幅に超えているものの、専門窓口のある区市町村数から比べるとまだ少ない状況にあります。特に市町村部におきましては、一つもないという状況でございます。

ここ数年の間に配偶者暴力相談支援センターを整備した区では、整備前と比較し、相談件数がふえているという現状でございます。

センターを整備した区からは、証明書の発行が区でできるようになり、迅速な対応が可能となったという声も寄せられております。

こうしたことから、区市町村の配偶者暴力相談支援センター整備を促す個別の技術的支援、それから専門窓口のない市町村に対する出前講座等の技術的支援が必要と考えております。

続きまして、右上、課題 3、行政と民間団体との連携の強化でございます。

民間支援団体には、法整備以前から取組を行ってきた団体や、専門の分野に高い能力を有する団体が多いという状況がございます。

シェルター運営や同行支援など、被害者に寄り添った支援を行っており、被害者支援の中核となっていていただいております。

支援者の高齢化が進み、資金・人材ともぜい弱になっているといったところも一方ではございます。

東京ウィメンズプラザにおきます DV 防止等の民間助成金、こちら平成 27 年度から、団体同士の連携コーディネートに関する助成を強化しておりますが、事業実施の助成につきましては、近年経費の 50% 助成のところを 30% ほどしか助成できなくなっているため、事業実施を諦める団体も出てきております。

こうした地元の民間団体と連携している区市町村につきましては、現在 21 団体ござ

います。

定期的な連携会議の開催による、行政と民間団体間のみならず、様々な機能をもつ団体同士の新たな連携と、事業の共同実施等の促進が必要と考えております。

また、より効果的な助成のあり方の検討と実施を考えていきたいというふうに考えております。

最後でございますが、課題４、配偶者暴力被害者の子供のケア等でございます。

「子供がいる家庭では多少なら我慢して夫婦関係を保つべきだ」と回答する人が４３％と前回の調査５０．３％に比べ低いものの、いまだ半数近くに上っております。

配偶者暴力を受けて、別れたいと思ったが別れなかった理由の１位が「子供がいるから。子供のことを考えたから」で６３．８％に上っております。さらにその理由としましては、「子供にこれ以上余計な不安や心配をさせたくないから。」「子供をひとり親にしたくないから」というものが多いという状況になっております。

一方、児童相談の通告のうち、約４割は児童の面前での配偶者暴力が行われております。

配偶者暴力のある家庭では、同居する子供に直接被害が及ぶ例が多く、被害者からの子供への暴力が及ぶこともございます。

被害者の半数は、子供に影響があったと感じている状況でございます。

子供を持つ被害者の約半数が子供について不安を抱えており、そのうち約６割が子供の心についてという現状がございます。

したがって、配偶者暴力が子供に与える影響についての、普及啓発、それから、保育所・幼稚園・学校、あるいは民生委員・児童委員など被害者やその子供を取り巻く関係者に向けた、早期発見や、子供のケアについての啓発、児童相談所や子供家庭支援センターとの連携の強化、子供のケアプログラムの改定普及、こういったものに取り組んでいきたいというふうに考えております。

以上で、事務局からの説明は終わります。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

なお、今、ご説明した調査のデータにつきましては、資料の７の１に参考資料として添付しております。

以上でございます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○山田部会長　ありがとうございました。

ただいまの事務局からの説明を踏まえて、今回の項目体系と取り込むべき課題や方向性について、ご意見を伺いたいと思います。

総会に出ておられなかった方は、事前にメール等でお配りした資料６－１から８までありますけども、一つ一つの項目について資料が８枚にわたっております。１枚ごとにご意見をお伺いするということでよろしいでしょうか。

行動計画なので、いろいろ多岐にわたることですのでありますので、今、白石課長に説明いただいた重点項目はもちろんのこと、本基本計画に織り込むべき事項に関して、

漏れないかであるとか、こういうことを強調したらいいんじゃないかとか、表現はこういうふうなほうがいいんじゃないかとか、そういうことをご質問、ご意見等を8項目ありますので、1枚ずつご意見を伺っていきたいかと思います。

よろしいでしょうか。

では、まず、資料6-1、人権が尊重される社会の形成のところで、配偶者からの暴力の防止、暴力の未然防止と早期発見の推進について、二つの大きな項目がありまして、新計画における検討項目（案）があります。これに関して、ご意見、ご質問等がありましたら、よろしくお願いします。

○山崎部会長代理 質問でよろしいでしょうか。

若年層向け啓発事業の推進というのが現行にもあるようなんですけれども、具体的政策としてはどういうことを行っているのか、教えていただいていいですか。

○事務局 具体的に東京都で実施しているのは、参考資料2で昨年度の実施状況をつけさせていただいております。右側に具体的に取り組んでいる実施状況が書かれてございます。

若年層向けの事業につきましては、2ページ目の⑤に記載されています。27年度の実績としましては、若年層向けの相談の周知カードを関係機関にお配りしたりですとか、デートDVの職務関係者研修として教職員を対象にデートDVの研修を行っております。

デートDVのカードにつきましては、資料として机上に配布しております。

○山田部会長 ほかにありますでしょうか。では、田村委員。

○田村委員 真ん中の児童虐待の通告のうちというところに関してなんですけれども、全体の虐待件数のうちの4割が面前DV、しかも心理的虐待のうち68%、約7割が面前DVです。最後のほうに広域連携というところにかかわると思うんですが、児童虐待の中にDV、面前DVを虐待だと認めていくという制度や周知。児童虐待防止法に明記されていますが、それを一般の人たちにさらに周知していく必要があるかと思います。

この心理的DV、面前DVが虐待として警察から通告が行くだけではなくて、認められていく決定機関というか、どのようにされていて、なおかつ、決定される程度なども含めて社会にアピールしていくということが必要ではないかなというふうに思いまして、質問をさせていただきました。

○男女平等参画担当部長 面前DVが心理的虐待に当たるというのは、児童福祉法にありましたよね。

○加藤委員 心理的虐待の項目の中に、DVという名称だったかどうか、ちょっと私も記憶が定かではないんですが、子供の面前で暴力が振るわれるということは、心理的虐待に該当するというのが、法律上、入っています。

○東京都女性相談センター所長 福祉保健局の少子社会対策部や、児童相談所においては、

さまざまなパンフレットや、四つの虐待、こういうことは虐待ですよといったパンフレットをたくさんつくらせていただいて、それは色々な関係機関にも配布させていただいていますし、子ども家庭支援センターや、保育園等を通じて様々な広報活動をさせていただいています。

特に、11月が児童虐待防止推進月間ということで、国でも定められておりますので、その中でも特に国もそうですし、都道府県も市区町村も、こういうことが虐待なんですと、それで心理的虐待の中にDVも入りますというようなパンフレットを各市町村も街頭ビラを配るみたいにして、その期間には地域の方々や通行人の方々にパンフレットを配ったり、ティッシュを配ったりさせていただいております。

○田村委員 なぜ、それを伺ったかという、警視庁が、面前DVということで、現場に行ったときに、子供の親たちに面前DVは児童虐待だから、親たちに男女センターとかの相談に行きなさいというようにしています。それぞれの所轄警察によって温度差はありますが。

ですので、行政の関連機関では当然のことでも、一般に向けて、さらにやはり子供の面前DVが虐待であるということも、新たな計画の中に具体的に入れて啓発を進めることも、ご検討をしていただいたらどうかなと思います。

○山田部会長 では。

○山崎部会長代理 二度目で申しわけないです。学校での人権教育の推進というのが現行には入っているのですが、新計画には入っていないんですけれども、これはどこか別のところに移動したという意味なんですか。

○事務局 右側については、各局との調整の上、生活文化局や、福祉保健などの取組を載せておりますが、教育庁との調整がまだついていないため、現時点では右側に載せておりません。

○山崎部会長代理 ああ、そうなんですか。

○事務局 基本的に左側に記載されているレベルのことはやると思います。

○山崎部会長代理 そうですね、27年度実績を見ると、教育庁と結構、協議会をやっていたようです。

○事務局 左側には様々記載しておりますが、その全てを右側に記載していないのは行わないということではなく、現行計画が策定されてから新たに取り組んでいる取組ですとか、当局に関してはこれから取り組もうと思っているものを例として挙げております。

○山崎部会長代理 私も弁護士会で、都内の中学校・高校に出張授業でデートDV防止教育の出張授業を行っているんですけれども、いつも思うんですが、まず、教職員の意識を変えることが重要だということで、それは若者向け啓発事業の推進の中に教職員研修を積極的にやりますと書いてあるんですけれども、教職員の意識だけの問題じゃないです。やっぱり学校のカリキュラムがすごく過密になっていて、なかなか、そういう特別な人権教育の授業がどこにも入れようがなくて、先生たちは必要だと思っていなくても、カ

リキュラムづくりの初期の段階からそれを入れ込む仕組みがないために、デートDV防止の授業を実施できないという現状があると思うんです。

ですので、教職員の意識研修だけじゃなくて、教育庁との調整といいますか、年間計画の中に何か特別の人権教育の枠をきちっと位置づけるみたいなことを教育委員会のほうでやっていただかないと、この若者向けの啓発という目的は達することができないのではないかなと思っています。

また、学校は1年、1年、生徒さんが変わっていったら、毎年実施しないと意味がないことなので、それは本当に教育委員会マターの話なのかなと思っていますが、そこは重要なかなと思いますので、新計画でもきちんとして位置づけをお願いします。

○中島委員 今、おっしゃったことに、多分、関連することだと思うんですけど、レジリエンスでもずっと10年以上デートDV、DVを含めてDVの中の一部として、デートDVの啓発活動とかしてきているんですね。

やっぱり、本当に若い人たちに暴力のことを伝えるということをしていくのであれば、若い人たちがいるところに入っていくといけないというふうに、強く感じています。例えば、お隣の埼玉県さんと10年以上だと思うんですけど、一緒に活動させていただいて、埼玉県さんのほうでは毎年10校ぐらいの枠を設けてくださって、そして、県内の高校でこういう講演を希望しています。

でも、例えば、予算を組むことができないような高校がたくさんある中で、手を挙げたところに私たちが出向いていくというような派遣型のことをずっと10年以上行っているんですね。

そうでもしないと、できるだけ多くの若い人たちにこういった情報を伝えるということが極めて難しいと思いますし、どこか学校以外のところで、デートDVの講演をしたって、若い人たちは来られないんですよ。自由な時間にあえて暴力の話を聞きに行こうとする若い人たちなんて、ほとんどいません。デートDVの企画をしても、やっぱり参加される方々というのは多分、平均年数は40代とか50代の方々になってしまうため、私たちが入っていくといけない。そのためには、その制度を組まないといけませんし、今おっしゃったように、1年ごとに学生さんたちが入れかわると考えたら、例えば、学校の中にいる全員にお話をするという企画でしたら、何人かの人たちが3年間だったら3年聞き続けるということになるかもしれないですけど、それぐらいのことが必要だというふうに思っているんですね。

その中で、暴力というのはここでは配偶者あるいはデートDVというようなことが取り上げられていますけれども、暴力というのは、さっきおっしゃったように虐待のことも含まれていますし、それから、いじめの問題もありますし、そういったことを含めて、全部伝えていく方法というのはあると私たちは考えているんです。

それを伝えることができれば、やっぱり前もって防ぐということにもつながりますし、今、困っていたり、苦しんでいる子供たちが自分がどうしていけばいいのかという、オ

プシヨンにつながっていくと思います。

今回、その制度をやっぱり行政のほうで確保していただかなければ、民間団体との連携というのは、別のテーマでもありましたけど、そこにも関連してくることだと思うのです。

それと、八つのテーマの中の8番目に入っていますが、性暴力とストーカーのことを取り上げるのであれば、そことの関連性というのはすごく強いわけで、性暴力とデジタル暴力の接点についての依頼というのは、ここ数年間増えています。それは多分、困っていらっしゃる学校と先生方がいらっしゃるからだと思います。デートDVという枠の中で性暴力と、デジタル暴力を取り上げていくことは可能だと思っています。

デジタル暴力の場合、ここに書いてあるスマートフォンというのは、すごく大きなキーワードになってくるんですね。今の若い人たちはパンフレットとか、紙の媒体のものを配っても、持って帰らなかったり、どこかにぽいとしてしまう可能性がすごく高くて、やっぱり既に手の中に持っているものの中に入っていくといけな。そしたら、アプリの開発なり、ウェブサイトの開発なり、そして、それを開発するだけではなくて、それを周知していくためのツイッターであろうと、ラインであろうと、そういったSNSを活用していくという、そういう枠組みもつくっていくかなければいけません。それにどっちかという若い人たちのほうが若くない人たちよりは、デジタル系のことに強いので、追いついていく仕組みをつくっていくといけなというふうには思います。

○山田部会長 ありがとうございます。ほかに。

○田村委員 よろしいですか。今のことに関連してなんですけども、私は中央大学でハラスメントの相談員をしているんですが、大学でやはりデートDVのことを含めての学生が中心になって寸劇をやったり、そこでディスカッションをしたり、高校生などの若い人たちに啓発活動を展開しております。実際に、中央大学以外に、明治大学、早稲田大学の学生たちがデートDVの活動をしています。大学生、若い世代の人たちがデートDVを伝えていくツールというのも開発していったり、実際に大学生がデートDVを若い人たちに伝える先ほどのアプリの開発等も含めて、必要ではないかと思っています。

東京ウィメンズプラザでも毎年秋のフォーラムで、先ほどの大学生たちがデートDVについて発表しています。若い世代には、母親や祖母の世代よりも同世代から情報提供されることが大事ですね。

○田村委員 なので、若い人たちを本当に一緒に学んで伝えていくみたいなこともやっぱり入れ込むというのはあるんじゃないかというふうに思っています。

○山田部会長 ありがとうございます。

○中島委員 追加ですけど、十文字大学さんはスマートフォンの中のアプリを大学生の方々が開発されているんです。アンドロイドバージョンしかないの、iPhoneでは利用できませんが、そういったものも参考としていて、もっとiPhoneでもアンドロ

イドでもそうやってつくっていくことができたらと思います。

○山田部会長　ありがとうございます。学校は確かに今、中島委員、田村委がおっしゃったように、学校も重要なんですけれども、学校に行かなくても、特に高校中退とか、そういう行かない人も高校以降、行かない人も被害にある場合が非常に多いし、この前の国の委員会でもＪＫビジネスやアダルトビデオ出演被害者の支援についてあったんですけれども、やはり学校だけではどうも限界がありそうだ。

あと、職場も、私も中央大学で研修は受けるんですけども、正確に言えば、正社員だけですよね。非正規社員とか、そういう人たち、つまり今は大きな組織とか、学校だけでは、とても届かない層がいて、多分、届かない層が相当被害を受けている可能性が高いということで、そちらに対する、山崎委員がおっしゃったように、この前の委員会ではとりあえず中学生まではほとんど来ているんだから、中学生までにとということと、学校以外で若い人たちに啓発する手段、もちろんアプリもありますけれども、何かないかということを考えていく必要があるのかなということで、その点も盛り込んでいただければと思います。

ほかによろしいでしょうか。

短くお願いします。

○田村委員　次の早期発見のところでもよろしいですか。

○山田部会長　どうぞ、１枚目で、お願いします。

○田村委員　この早期発見の最後の丸ポチの警察の体制強化というところです。もちろん私たち民間で同行支援事業をしていて、当事者からいろいろ危険なケースを伺うことがあります。４月に山田委員も参加されていた内閣府の暴力調査会のところでケースを紹介させていただきました。今、特に警視庁の人身安全対策本部が、ＤＶに関して積極的に動いてくれるようになっていきます。それは非常にありがたいんですけれども、ちょっと警察のほうは勇み足かなというふうに思われたケースがあります。

例えば、被害者被害届を出すか出さないかまだ悩んでいるうちに加害者を拘留してしまっ、それで、その後、家に戻って、もっとひどい暴力が起こっていたというケース。あとは、暴力をふるわれている妻が相談に行ったときに、妻には伝えずに警察が夫に直接そんなことをしてはだめだというみたいなことを助言する。そこで夫がまた家に帰って暴力がひどくなった例です。そこで警視庁との体制を強化するときに、やはり被害者支援と連動して動いていく支援が本当に必要だと思うんですね。

ですので、ここでいう警察署、警視庁との動きと被害者支援のところは、被害者の安全を第一に考え、その点での情報共有や連携が必要だと思います。なかなか難しいところがあるかもしれませんが、具体的に連携介入とか、現場でちゃんと情報が共有できるような視点で計画というのを考えてもらえたらというふうには思っています。

○山田部会長　ありがとうございます。警察関連で、中途半端な支援が被害を加速させるというのがありますので、そういうことも盛り込んでいただくようにお願いします。

では、次、ちょっと時間が、きょうは相当多いですので、早目に進めさせていただきます。資料6-2で、多様な相談体制の整備ということで、左側に三つの項目、右側に新しい計画における検討項目がありますが、この点についてはいかがでしょうか。

山崎委員。

○山崎部会長代理 相談体制の整備の中では、私、常々思っているのは、行政の相談員の身分保障なんですね。相談員というのは、男女平等センターにいる方もいれば、福祉事務所にいる女性相談員もいます。それぞれ別々の系統の行政の枠組み、内閣府と厚労省の枠組みが違うところにいますが、売春防止法上、相談員が非常勤ということになっているために、有期雇用の方がほとんどです。常勤とか無期雇用なのは、確か、幾つかの区しかないという感じなんですね。

有期雇用なので最大5年とかいう身分保障しかなくて、でも、その相談員こそがDV被害者支援のスキルをすごくお持ちで、安全確保とか生活支援に関しては、まさに相談員が一手に担っているといっても過言ではないんですね。場面ごとの対応は警察とか司法でもできるんですけども、被害者に寄り添って切れ目なく支援する方というのは、相談員しかおられない。

そういう方が5年間で雇いどめに遭うというのは、本当に、スキルの無駄遣いというか、もったいない話だと思っていまして、多くの方が民間の支援団体を兼ねておられたりするので、民間の相談員に戻ったりとか、また次の区の応募があれば次の区の応募で行って、そっちでまた雇われたりとかと、ぐるぐる回っていらっしゃるんですけど、結局のところ、賃金も上がらないし、将来の不安を抱えた中で、被害者の自立支援を説いている相談員自身が自立できる賃金をもらっているかが、非常に微妙な状況なんですね。

やっぱり、これは、今、何か保育所問題で保育士の賃金とか身分保障とか言われていますけれども、DV被害者支援も同じことが言えると思っていて、まずは相談員の身分保障というのをきちんと予算をつける必要があると思っているんです。

ですから、どこかにそういったニュアンスのことを盛り込んでいただけると、相談員の皆さんは非常に元気づけられるんじゃないかなと思っていますので、ぜひ、ご検討ください。

○山田部会長 ありがとうございます。私からも…。どうぞ。

○東京都女性相談センター所長 身分保障の問題とは、少し違うかもしれませんが、6月に売春防止法が一部改正されて、非常勤条項が撤廃はされました。

ですので、それが直接身分保障や予算の問題にならないというところは改正されましたので、よろしくお願いします。

○山田部会長 そのサポートなんですけれども、支援者を支援するという視点をもっと強めていく必要があると思います。もちろん相談員、いわゆる非正規の公的な人のみならず、民間団体の人が結構、疲弊していますので、半分ボランティア状態でやって、熱心

にやっている人ほど疲弊するというところがありますので、ぜひ何らかの形で支援者、相談員等をさまざまな形で支援するということを盛り込んでいただければと、確かに思います。サポートいたします。

ほかに。加藤委員。

○加藤委員 今、お話の出ている援助者支援というところは、やはり非常に重要で、こういう暴力であるとか、心的外傷にかかわるような相談は一般的な相談や、ソーシャルワーク的な色合いが強い相談でも、もう少し、しっかりとした治療や、ケアというようなところを含めた相談であっても、相談員のほうが受ける心理的な負荷は非常に大きいという特徴があります。

ですから、そういう意味では、もちろん経済的なところは、まずは一番だとは思いますが、それだけではなくて、援助者支援という観点からのネットワークづくりであったり、支援の方策というのにも必要かなというふうに強く思います。

それから、先ほど、いろいろ話題が出ていたので次のところだと思ったんですけども、いわゆる早期発見というところにも関係しますし、それから、この資料6-2の相談体制というところも関係するんですけども、やっぱり、こうやって全体の計画を拝見していると、網羅されてはいるんですけども、どうしても所属があったりとか、社会的な立場があったりだとか、大学生という学籍があったりだとか、そういう意味では社会の中できちんと居場所があったり、位置づけられている人たちへの対策が主になっていると思うんですね。

しかしながら、こういう性暴力もそうですし虐待もそうですけれども、本当に深刻な被害を受けている方々の層というのは、いわゆるそういう社会の中でのきちんとした機関に所属をしていなかったりとか、そういう人たちのほうが非常に深刻だという実感があります。

なので、確かに、いろんな相談窓口を用意していくことは大切なんですけども、そういう人たちはそもそも援助要請行動と心理学では言いますが、自分から相談に行ったり、人に助けを求めたり、何とかなるという見通しが持てない方が非常に多くて、その中で暴力のサイクルに絡み取られていくという構造が非常に色濃くあると思いますので、どこかにやはり、そういうすき間にこぼれていく、しかしながら本当に暴力のひどい中核をなす、そういったものを受けていく人たちへの支援の方法みたいなところを、ここなのかどこなのか、ちょっと私もわからないんですけども、やはり、それをどこかに盛り込む必要があるだろうなというふうに感じています。

あとは、相談窓口、これはいろいろ、いい面も悪い面もあるんですけども、先ほど少しほかの委員からも、若い人たちのネット活用の状況に合わせてということがありますが、例えば、ツイッターだとか、そういうSNSなんかでは、気軽に不適切な画像があったり、暴力画面があったりすると、通報というか連絡をとることができるようになっているわけですね。

そういう何か若い人たちが気軽に相談をできるとか、ネットの上で匿名性というところが担保されたからこそ、相談できるという面もあるかもしれませんが、そういう少しチャレンジングな相談窓口みたいなところも検討してみてもいいのかなというふうに感じています。

○山田部会長　ありがとうございます。

私もサポートしたくて、相談したくてもできない人というカテゴリーを一つ、つくったほうがいいかなと思います。もちろん3番目の被害者の状況に応じたというところで、外国人被害者、障害のある被害者というのは、相談しにくい人たちだと思うんですけども、それをいろんな多分、形で広げて、さまざまな相談機関、そうですね、国でも電話相談だと結構、匿名の電話相談ですと結構、期間を区切って、やったときには相当集まったといいますので、そういうさまざまな形で相談しにくい状況には、一人の相談機能の充実ということもここに盛り込んでいただければと思います。

よろしいでしょうか。

○田村委員　この相談の中身についてです。今、ここにある相談機能の充実ということなんですが、実際に各男女センターとか、配暴センターへの相談、民間の相談もそうですが、結構、夫の暴力がやめば、やはり離れたくないと、6、7割は離れたくないという相談者がいます。しかし、現実には、相談者の話を聴いて、DVについての情報を伝えますが、実際には相談が継続せずに、本当にひどくなって相談に再来するケースもあります。修復的な介入や対応については、現在のところ、相談の内容に入っているかはまだまだではないでしょうか。

暴力が激化して別れて、安全な生活や新たな人生を歩む選択ができます。しかし、シングルマザーとして経済的な不安を抱えて、別れることを選択できずにできれば一緒にいたいと、苦悩しながら、状況が悪化していく場合もあります。当事者の希望として、何とかそこでやっていけないかとの思いも大きい。難しいということもありますが、両方に対して暴力に対する心理教育ですとか、それから男性、女性に向けて両方が関係を修復的にやっていけるような相談を受けていくとか、暴力を振るう父親に関して、良い父親になるためのプログラムを受けるようにするなど、相談の内容ということが新たに開発できないかと思います。

特に、男性相談はこれからの課題だと思います。やはり加害者側で相談に来る人たちもいますし、もちろん被害者側にもいるんですけども、加害者に対して、自分のしている行為が暴力だとの情報、暴力を使わない尊重しあう関係づくりも含めた相談を考えていくことも求められていると思います。

そのためには、今、どんな状況にいるのかというリスクアセスメントをしっかりして、そのリスクに合わせて本当にこれは別れるほうがいいという判断だったりとか、もうちょっと相互にプログラムをかけるとか、子供のことについて、子育ての悩みへの対応とか、病気や経済的な問題が暴力の引き金になっていればその問題の対策を優先するとか、そ

のあたりを丁寧にやっていけるような相談機能の充実というところまで考えていただけたらなというふうには思っています。

- 山田部会長　ありがとうございます。それもサポートしたいところで、つまり今までの考え方だと、何かあって危険な状態になったら、別れさすか何もしないかどちらかしか選択肢がないといったような、現実はどうじゃないかもしれませんが、相談しに行く人たちも別れる覚悟がないと相談できないというような形になってしまっている可能性もありますので、相談の結果の出口をどうしていくかということに関しても、調査研究だと間に合わないかもしれませんが、これに関する考察も必要かなと思いました。

ちょうど、次に続きますので、3枚目に行かせていただきますと、3枚目は相談して、危険があるということであったときの保護に関する項目でございます。これに関してはいかがでしょうか。

- 加藤委員　よろしいでしょうか。やや専門的な議論になってしまうんですけれども、保護体制の中で、同伴児童への対応の充実という項目があるんですけれども、もちろん、この項目において、子供への対応を充実させていただくこと、さまざま検討をしていただくことは、いいことだと思います。

例えば、児童に対する心理的ケアの充実というようなところがありますが、一時保護であったり、こういう保護状況にあるときというのは、何か特段の心理的なケアということよりも、むしろ、心理教育のような側面のほうが重要だと思うんですね。ですから、直接児童に何かをアプローチすることよりも、先ほども出ていたような、援助者支援の枠組みの中で、少しこういう状況にある子供の心理特性であったりとか、必要なケアについて、保護する大人側の知識を高めていくというほうが、心理的ケアの段階からいうと適切なことになると思いますので、そのところで誤解がないといいなというふうに思いますので、申し添えます。

- 山田部会長　ありがとうございます。

ほかにはよろしいでしょうか。いいですか。では、次に進めていきたいと思います。

次は、自立生活再建のための総合的な支援体制の整備に関して、ご意見、ご質問があればお願いいたします。

- 山崎部会長代理　よろしいですか。自立支援は、ここが本当にDV被害者支援の出口のところで、いつもひっかかってしまうところなんです。今、被害者支援は、とりあえず逃げる、シェルターとかに保護をする、仕事はやめて、シェルターに保護して生活保護を受給して、母子家庭の生活保護世帯になるという、何か被害者保護の王道みたいな感じになっていて、生活保護を受ければいいでしょみたいな感じになっちゃうんですけれど、一旦仕事をやめちゃうと、女性の労働状況からして、再就職がどれだけ困難かということをもうちよつと考えたほうがいいなと、いつも思っているんですね。

なので、前のページにもかかわるのかもしれないんですけれども、シェルターに保護するときに、必ずしも仕事をやめなきゃいけないのかみたいなところも含めて、自立支

援のあり方というのをもうちょっと体系的に考えたほうがいいなと思っています。

それと、自立支援も、今、ウィメンズプラザのほうで自立支援講座をいっぱいやっているのを、私も存じ上げているのですけれども、スキルアップを図ったところで職がないという現状は変えられないんですね。それで、いつまでたっても貧困世帯のままで、心と体が休まる暇もなく、回復がおくれちゃうという被害者を何人も知っています。ちょっとチャレンジングなことを申し上げるようなんですが、例えば、DV被害者の母子家庭の母親を雇用したら、その使用者に助成金が出るとか、そういう何か発想の転換をして、雇用の方向にもうちょっと一歩踏み出すような施策というのがないのかなとも思っているところでして、そのあたりの雇用促進みたいなところもご検討いただけたらと思います。

○山田部会長 ありがとうございます。

ほかによろしいでしょうか。

○田村委員 よろしいですか。今のことにあわせてなんですけれども、やはり、仕事をやめて、それでどこにも、行政のシェルターに入る場合にはちょっと出られないということがあって、やはり非常にちゅうちょされるという方が多いんですね。

なので、先ほどのリスクアセスメントというか、この方の暴力の状況がどのぐらいのリスクがあるのか、追跡だとか、暴力の激しさだとか、ご自身もメンタルの面でどういう状況にいて、全く鬱になって動けないみたいなPTSDがあるのか。それとも、もうちょっと働き続けながらということも可能なのかとか、状況に合わせた支援の体制をリスクアセスメントととつなげた形ですすめられたらと思います。結構アメリカでもカナダでもそういったアセスメントをしっかりとする中で、被害者にも加害者にも対応しているというところがあると思うんですね。

ほかでやっているところを、日本にすぐとは思いません。けれども、もうちょっとDV被害への対応について多様な選択肢というのがないと非常につらいのではないかと思いますやはり逃げるか、とどまるかという選択肢以外の支援策を行政の計画とかに入れ込まないと進んでいかない。

○山崎部会長代理 すごく同感です。例えばですけれど、行政の相談員によっては、東京都内に相談に来たら、「あなたもう危ないから東京じゃなくて埼玉か横浜に逃げなさい」みたいなことまでおっしゃるような方がいて、本当に危ないかどうかというのをきちんとアセスメントできているのかは、私は弁護士として、非常に疑問に思うことがあります。

この人の場合、そこまでしなくても、加害者相手に弁護士が受任通知を出せば、そんなに恐ろしいことは起こらないだろうなと思うことも多くて。相談員の研修も含めてですよね、支援のマニュアルというか、その選択肢をちゃんとあらかじめ示しておかないと、どこに逃げるとか、仕事をやめるとか、生活保護を受給するとかの支援の方向性が相談員個人の裁量や経験だけで左右されてしまいかねない。支援のバリエーションを用

意したほうがいいですよ。

○田村委員 そのために、今、内閣府の委員である筑波大学の森田展彰先生ですとか、あとは原宿カウンセリングセンターでR R P研究会という、加害者プログラムのこともやっている信田さよ子さんたちとか、それから民間の支援団体と一緒に本当にリスクアセスメントの物差しというのをつくって、いこう私に関わる団体も勉強会をしています。そうすることで被害者支援の幅を広げ質を高めていけたらと思います。

被害者のほうも本当に物すごく不安を抱えて、非常に怖がって生活圏を狭めることもあれば、すごく危険なんだけれども、本人は危険を知覚、認識していない場合もあります。そうした被害者の状態を含めてリスクアセスメントの物差しとかというのを、研究者とか専門家とか、当事者の意見も含めて、つくっていくことによって、暴力の危険度、加害者のリスク、被害者のリスク、子どものリスクなどを把握し、そのリスクをもとに支援の選択肢、さまざまな出口というか、その人にとって有効な選択支援が得られるのではないかと、そういうところに来ていると思います。

これまでは本当に保護するのが大変だったし、保護法ができて15年、現在、法律が整備され安全を確保する支援が整備・充実してきたというところの次の段階に、支援のステージが来ているのではないかなというふうには思っています。

○山田部会長 はい。中島委員。

○中島委員 相談員さんのことに関して、今おっしゃったように、相談があったときに、そういうようなことをおっしゃる方もいらっしゃるというのは、そうですね。逆パターンもあって、都に住んでいらっしゃる方が逃げなくてはいけなくて、都以外のところに移られた後に相談されたときに、今は都にいらっしゃらないですということで、拒否されるということも起きていたりするんですね。

ですから、やはりそういったところを含めて、なぜそういう状況に置かれているのかを考える必要、一番大切なのは安全を確保するためには、どこに住居しているかとか、どこに働いているかということではないと思います。もうちょっと相談員さんの研修ということを含めて、その辺をもっと強化していかないといけないと思います。

それと、チャレンジングとおっしゃいましたが、就職のこと、仕事についてもそうですし、それからリスクアセスメントも大切だと思います。私は支援活動をしていながら、もともと大きな被害に遭ったというところからスタートしています。

数え切れないほどの暴力を経験した過去があるから、今も活動をしているわけで、複雑性PTSDとか、鬱病とか、乖離の問題とか、そういったものを抱えている者の一人です。仕事につきにくいというのももちろん大きな問題だし、リスクアセスメントがあったほうがよりシステムがスムーズになるというのは、そうなのですが、もしかしたら、多くの人たちにとっては、その後のケアを受けるということが重要なのではないかと思います。さっきのページでは児童への心理的なサポートと書いてありましたが、児童へもちろん必要です。でも、例えば、シングルマザーであれば、そのお母さんたちの

サポートは大事ですし、子供がいなかったとしても、暴力に遭うことによって、その後トラウマを抱えながら生き続けるわけですから、そのトラウマに対してのケアがなければ、仕事につくことが難しくなるかもしれません。ついたとしても継続するというのが難しくなったりという問題が発生してくるわけですね。

このような課題をここに盛り込むことが難しかったとしても、その重要さをどこかに書いておいていただければと思います。逃げ出したから大丈夫です、安全なところに行ったからあなたはもうオーケーでしょというふうにされている人たちの数の多さを見てみたときに、その後、ずっと何年間、もしかしたら、何十年間そういうような症状が続くという人があるかもしれませんし、そこをずっとサポートし続けるというのは難しいかもしれませんが、それは重要であるということを伝えていく必要があると思うんですね。

子供たちの心理ということに関して、やっぱり、お母さんたちがきちんとサポートを得るということをしなければなりません。子供たちのそばにいるのは、お母さんである可能性が非常に高いというのが現状ですから、概念としては、飛行機の中にある、ポケットにある安全の説明パンフで、酸素マスクというのをまず大人がしてから、子供にしてくださいという説明と同じ発想が大切です。その順番には意味があって、子供に先にマスクをつけようとしている大人が倒れてしまえば、子供のサポートができなくなってしまいます。安全を確保という意味では、全然違う場面での話ですけども。それを念頭に置きながら、子供たちの面倒を本当に見ていくのであれば、その子供たちの安全を確保するのであれば、その周りにいる大人たちをしっかりとサポートしていく体制を、そしてそれを視点の中に置いている行政がそこにあるということを示していく必要性はあると、私は思っています。

○山田部会長　ありがとうございます。

多分これは一番、これはコメントですけれども、いわゆる、ちょうど先週、大学で授業したばかりなんですけれども、リスク社会の一番難しいところに入っているんだと思ひまして、つまり、あるリスクがあるときに、そのリスクの責任を誰がとるのか。大丈夫だと思って帰したら、殺されちゃったとか、そういうケースもありますし。逆に、本当に何でもないところに、多分大丈夫だから、でも念のためにすべてを失わせて遠くに逃げさすという、そのリスクの責任を誰がとるんだというところが多分難しいところ。これは両論あって、絶対うまくいかないところではあるのですが。

ちょっとでも危ないところがあれば、危ない素振りが見せれば、やる。でも、そうすると生活が破壊されてしまう。もし、大丈夫かなと思って、戻したら、何か遭ったりしてしまうといったようなリスクをどう扱うかという問題が含まれていますので、盛り込むかどうかかわからないんですけれども、そういう状況にあるということをコメントさせていただきました。以上です。

時間も限られておりますので、次は続きですけれども、山崎先生もおっしゃいました

けれども、自立生活再建のための総合的な支援体制の整備、資料6－5に移らせていただきます。

仕事、住宅、子供という三つの柱で構成されていますが、いかがでしょうか。

○加藤委員 よろしいでしょうか。

○山田部会長 はい。

○加藤委員 どこでお話ししたらいいかわからなくて、ちょっと言いよどんでいたんですけれども。資料5の課題4のところで、配偶者暴力被害者の子供のケア等というふうにあって、いろいろ内閣府のアンケートを受けて、子供がいるから別れないんだというようなことを書いてあるんですけれども。これ、選択項目を見ると、適切な選択項目がひょっとしてないのかなというふうにも思ったんですけれども。心理的な意味合いで、父親がいないとか、そういった心配で別れないということよりも、やはり生活であったり教育とか、経済的な事情でその子供にいろんな不利益が及ぶというところも、意味合いとして非常に強いだろうと思うところです。

子供のケア体制の充実という項目が資料6－5にありますけれども、子供がいるから、親が家を、母親が別れられないというようなところの中身みたいなところは、こういう形で大きくくりではなくて、もう少し具体的に見ていく必要があるかなというふうに思います。そこを考えると、経済的な支援の必要性というのが、実態にも応じて、一層浮き彫りになってくるのではないかなというふうに思います。

それから、先ほどのお話の中で、やはり子供にとっては、親の回復というのがまずあって、それから子供の心理的なケアであったりとか回復だというのは、本当におっしゃるとおりだと思いますので、そこのところも、子供のケア体制の充実というところで、単独に子供に対する心理的ケアであったりとかサポートがあるのではなくて、やはり親子一体で養育者がしっかりと健康を取り戻すというところが、子供のケアや心理的回復には必要条件になるんだというところは、ぜひ入れていただけるとよいかなというふうに思っています。

○山田部会長 ありがとうございます。

私もサポートをしたり、それにサポートしたいと思うのは、前者のほうですけれども。読売新聞の相談などをやっていて、結局、子供の進学費用が心配で別れられないとか、そういうのがありますので、単なる食っていけばいいということではないので。親の気持ちとしては、自分が我慢さえすれば子供が進学できるとか、そういうものもありますので、ぜひ経済、単に心理的なケアではなくて、子供に対する経済的な支援の充実、子供というか、子育てのための経済支援の充実というのを盛り込んでいただければと思います。よろしいでしょうか。

では、田村委員。

○田村委員 子供のケア体制についてです。、私たち民間でその支援をしていると、やはり当事者が一番悩むのは面会交流の話なんですね。別れても養育費をもらうために面会

交流をしなくてはならない。暴力をふるった父親と会うことの心理的な影響があることが明らかでも、子どもが会いたくないといっても面会交流を強いられす。また、調停とかを長引かせたくないの、被害者側がDVという言葉を使わず、協議離婚と進めざるを得ないケースもあり、面会交流をせざるを得ないことも多いのです。

そこで、例えば、DV家庭で育った高学年、中学生の子供が調停で、親と会いたくないという自分の意見として言っても、それが調停や裁判で認められないとか、子供の代理人制度というのがあるんですけども、実際には、それは使ってもらえないとか。当事者たちは、特に子供が自分の意見をちゃんと認めてもらえないという中で、その後の母と子の関係だとか、子供自身の人間関係が非常に難しくなって、ひきこもってしまうというのは非常に多いんですね。

そうすると、子供のケア体制というところの子供が、やはり被害当事者であって、それこそ面前DVが子供の虐待なんだと言っているわけなので、子供を主体とした子供自身の意見の尊重ですとか、子供がどうしたいと思っているのかというようなことも、親のついている附属品というか、ではなく、子供主体のケアを考えていただけたらなということ、すごく思います。

○山田部会長 ありがとうございます。ほかによろしいでしょうか。

では、次行きますして、資料6-6に移らせていただきます。関係機関・団体等の連携推進について、ご意見、ご要望、ご質問はありますでしょうか。

○山崎部会長代理 行政各機関の間の連携がまだまだ足りないというふうに、すごく思います。今、東京都でもネットワーク会議をやられてはいるのですけれども、どうしても管理職の方たちだけの出席になってしまうし、現場レベルでの交流というのがなかなか図れない状況です。そしてさっきも言ったように、相談員の皆さんは忙し過ぎて、会議とか研修にも出る機会がないということもあって、自分の市区町村だけの活動になっちゃっている方も多いのではと思っています。

また、男女平等センターにいらっしゃる相談員と福祉事務所にいらっしゃる相談員との間の情報共有というのなかなか難しい、個人情報保護の観点も気にされていますし、難しいんですね。そうやって、私のような外部の人間から見れば、行政が縦割りではばらな支援を行っているように見えてならないんです。

なので、前からこれは思っていて、どうしたらいいのかこれといったアイデアを申し上げられないのですけれども。もうちょっとネットワークの強化とともに、情報共有とか連携のあり方みたいなものを実行的なものにするためにどうしたらいいかというのを、考えていただけたらなあとと思っています。注意喚起だけになってしまうのですが、そこは視点として提示したいと思います。

○山田部会長 都としては、ワンストップサービスみたいなことは考えていらっしゃらないということですか。

○男女平等参画担当部長 DV被害者支援についてですか。

○山田部会長　そうですね。

○男女平等参画担当部長　東京ウィメンズプラザと東京女性相談センターが、それぞれの特色を生かして連携していると思っております。

○山田部会長　時たま、たらい回しにされるという話を聞くことがあるので。

○山崎部会長代理　都だけじゃなくて、都と市区町村との間というのもありますしね。

○男女平等参画担当部長　情報共有の問題などでしょうかね。

○山崎部会長代理　それもありますね。

○加藤委員　ちなみに、私、知識が乏しくて、恐縮なんですけれども。今、役割分担というお話だったんですけれども、一般的なワンストップセンターとしての機能は、それぞれ備えていらっしゃるという理解でよろしいのでしょうか。相談から、治療から、診断から、警察との連携とかじゃないですね。

なので、やっぱり、そういう意味では、暴力への対応ということを考えてときに、革新的な、さっきからチャレンジングとか、そんなことばかり言って、申しわけないんですけれども。革新的な取り組みとして、ワンストップセンターの検討というの、東京都、財政が厳しいとは言っても、東京都だからできるというところが、全国を見るとあるのではないかと思いますので、そのことも検討項目に入れていただけると非常によいかなと思います。相談受付から、診断・診察、ケア、それからその後の生活支援というところも含めた、すべての機能を備えているものをワンストップセンターというふうに言うんですけれども。そうすると、例えば、複数回の聞き取りだとか、そういうふうに縦割りだとか、情報が漏れるみたいな、そういったことがなくなりますので。

○中島委員　ワンストップセンターに関して、アメリカの情報となりますが、DVに関しては、ワンストップセンターという言い方をしていなくて、アメリカではファミリー・ジャスティス・センター、F J Cという言い方をしています。ファミリーという言葉自体が、日本とは概念が違って、お母さん、お父さんがいて、子供が何人いてというようなことではなくて、いろんな形の家族があるということを前提となります。

F J Cというのが、1990年代に最初にカリフォルニアのサンディエゴでつくられたのですが、FJCではサバイバーが、そこでたらい回しにされるということをなくすことを目指しています。民間団体さんがその行政の建物に入り、連携をとることによって、警察も入り、児相も入りというような形をとったのがすごく好評だったため、それが連邦政府が助成を出すこととなり、今では数え切れないぐらいに広まっているんですね。

FJCはDVを前提としたというところでは、日本と違うんです。日本は今、性暴力に関しますセンターが広まりつつあります。私は、基本的に性暴力とDVは、それほど分ける必要性がないように考えます。

F J Cに関しては、たまたま今年の10月の最後の週末、大分で行われる全国シェルター・シンポジウムの基調講演者がケーシー・グウィンという人で、サンディエゴで一番

最初にFJCをつくられた元検事さんで男性の方なんですね。その方が来日されるというのは、今回初めてなんですが、お話をされる場所というのは大分限定で、そのまますぐ帰られるということです。、一つのモデル事業として、行政が民間団体と連携を組みながら、概念としてはMDTといってmulti-disciplinary team、多機関連携チームという概念に基づいたFJCをつくることは可能なのではと思います。何のためにそういった支援サポートシステムが必要なのかということと、それを本当に効果的なものにするためには、本当の意味で、行政・警察なり、児相を含めて、民間団体が協力し合うということを徹底していくことができればと思います。

○田村委員 今のことと関係すると、内閣府からもこのDVに関して、連携の協力というところでは、支援センターを中心とした関係機関の協議会の設置とか、支援のモデルケースを想定することもうたっているわけですね。東京都ならではというところはあると思うんですけども。さまざまにワンストップでできるモデルケースを計画の中に盛り込むことも期待したいです。計画に入れば、予算もつきますよね。計画に書き込まれることで具体的に先に進んでいくと思うので、ぜひとも考えていただけたらと思います。

○事務局 様々な生活支援や、生活保護等は、すべて区市町村の手続で成り立っているところがあります。

ですので、都としては、区が配偶者暴力相談支援センターを設置していただいて、区の中で確実に、1回相談に行っただけで、すべて連携していただくという仕組みをつかっていければと思っております。区市町村の配偶者暴力対策支援センターを増やして、切れ目のない支援が身近な場所でできるようにというのを広げていければと思っていますところでございます。

○田村委員 よろしくをお願いします。

○山田部会長 では、都としては、区市町村にある支援センターをワンストップとして、位置づけたいという、一応、意向はお持ちなんですね。

○事務局 今後、児童相談所も各区で設置できるようになるので、各区市町村に配偶者暴力支援相談支援センターがあって、その中で確実に連携していただければと思っています。

○山田部会長 特に異論がなければ、そこまで盛り込んでもよろしいんじゃないんでしょうかね。ワンストップという言葉を使うかどうかというのは難しいかもしれませんが、各市町村で一元化して扱うところを設置するのが望ましいとか、そういう形で、都の企画ですから、もちろん、市町村に、その他の自治体に及ぶかにしても、上位自治体ですので望ましいと思いますけれども。

○加藤委員 やっぱ、問題の性質から、先ほどからもお話が出ていますけれども、住居を変えられる方もいらっしゃるわけですね。そういうことを考えると、各区にそうした窓口や機能を充実させていくというところは、入り口としては、そこで選べるのかなと思うんですけども。だとすれば、その後の情報共有のあり方ですね。そのところ

を相当工夫をするというか、利用者にとって、負担が少ない形を用意しないと、やはり現状のいろんな課題は変わらないのかなというような印象を持ちます。

- 山田部会長 あと、田村さんのところもそうだと思いますけれども、事実上民間団体がワンストップになって、そこからいろんなところに同行支援をなさっているというのも聞きますので、結局助成事業の拡充というのはありますけれども、現実には民間団体が入り口になっていることも鑑み、強く助成の増額なり、国のヒアリングでもいろんな団体から、とにかく疲弊しているという、たくさんあり過ぎ疲弊し過ぎている話を聞きますので、その点の助成事業の拡充、さらに人材育成ということに関して、民間支援団体の人材育成、先ほど山崎さんが言われたような、相談員だけではなくて、そういう人たちがちゃんと生活ができる給料がもらえるようにといったことも含めて、強く書いていただくように要望いたします。以上です。

よろしいでしょうか。では次、7番目に行かせていただきまして、これも人材育成のことなんですが、人材育成の推進と適切な苦情対応について、これだけ議論をされていますけれども、この点についてはいかがでしょうか。

あと2番目は、調査研究ですね。

- 山崎部会長代理 いいですか。加害者対策の検討は、いつも書いてあるんですけれども、やっぱり具体的に検討しているところは、国も含めてないんですよね。これは本当に、何とかならないのかなと思っていますけれども。ずっと「検討しています」と言えいいのかという話です。

私の依頼者の相手方でも、もう何度も結婚・離婚を繰り返している人というのは多いんですよ。だからDVは加害する方を何とかしないことには被害はやまないと、本当に切実に思うことがあるので、加害者更生プログラムの有効性については、それこそ調査・研究が必要な話だとは思いますが、具体的に調査・研究はしていないんですか。

- 田村委員 しています。

- 山崎部会長代理 していますか。

- 田村委員 よろしいですか。

- 山田部会長 はい。

- 田村委員 去年、内閣府の配偶者等に対する暴力の加害者更生にかかわる実態調査・研究の委員でした。これが内閣府で去年1年間かけて、加害者対応を被害者支援の一環として位置づけ、加害者対応・プログラムの有効性というか、実際に海外の事例、日本でも、民間の加害者プログラムについて実施している団体からヒアリング調査をしました。日本でも加害者プログラムを実施している民間団体はかなりあるのです。特に東京は、先ほど言いましたRRP研究会は、警視庁と一緒にやってということも取り組んでいます。

ですので、もう既に民間ではかなり加害者対応は進んでいるということが、内閣府でも報告書として出させていただいています。被害者支援の次の段階として、加害者

対応、具体的なプログラムの実施を検討することも考えてもらえればと思います。ただ、そこでやはり行政でネックになるのは、根拠法になる法律がないということ。

でも、お互いに尊重し合う関係をつくるプログラムを実施するというようなことを、それこそ、先ほどの相談の時点からやっていくなどを、モデルケースとして考えられるのではないかというふうに、私は思っています。

なので、先ほどから出させていただいているリスクアセスメントのを検討し、リスクに対応するさまざまな支援の選択肢を出す。そして、関係機関が協力してリスクアセスメントとそれに対応するマネジメントをモデルケースとしてやってみることなども考えられるのではないかと思います。加害者対応については、ストーカーの加害者に対して、警察庁が予算をつけて精神科医のカウンセリングを実施しています。また、児童虐待防止法を使えば、面前DVの場合に、良い父親になるプログラム（ケアリングダッド）などの実施を検討できるのではないのでしょうか。

○山田部会長　ここでは、検討と言え、全部検討なんですけれども。具体的に文言として書き込んでいく、内容として書き込んでいくにはどういう、具体的に例示して書き込んでいくとか、そういう、とにかくここに書き込んだことは公の正当性ができますので、どうやって書き込んで、いいアイデアがありませんですかね。加害者更生に向けたプログラムの実施に向けてとか。

○中島委員　今いただいている質問に対しての答えではなく、個人的な意見となります。多分皆さんと異なる視点だと思うんですけれども。

被害に遭った者として、それからずっと支援活動をしてきた中で、アメリカのデータを見てきながら、加害者更生プログラムというのは、どれだけプログラムがすばらしくても、本人が変わろうという意識がなければ、非常にその成功率は低いです、どこのデータを見ても。

そして、その成功率の成功とは何を意味しているのかを考えなければいけません。再犯という基準である場合でも、図ることが難しいテーマの一つだと思うんです。なので、結果的に加害者対策の検討という、すごく曖昧な表現が残るというのは、そのような現状とも関連しているというふうに思っているんですね。

私は、今まで多くの人たちの経験を見てきた中で、やっぱり加害者の人たちが変わる可能性というのは非常に少ないというふうに思っています。

プラス、法律が整っていない社会の中で、加害者更生プログラムにつなげること自体が難しいように思います。自分の活動の中で、ここに一番近い活動はどこにあるかというと、少年院に入っていて、少年たちと話すという活動をしているんですね。私の経験上では、そのほうがよっぽど、加害者更生につながると思っています。

○山田部会長　ほかに、よろしいでしょうか。

時間も押しておりますので、資料6－8に移らせていただきます。これは、さまざまな性暴力に関する問題で、性暴力・ストーカー、セクシャル・ハラスメント、メディア、

ちょっと、これは広い課題なのでいろいろご意見もあると思いますが、盛り込んだほうがいいと思うこと等について、ご意見を伺えればと思います。

○中島委員 レジリエンスは、DVやデートDVの活動から始まった団体です。

ただ、個人的に、ここ数年の間に性暴力・ストーカーの講演の依頼、研修活動が増えています。

例えば、山口県警さんの研修を6日間ずつ毎年担当するというのは、今年で3年目に入るんですね。DVとデートDV、虐待、性暴力、ストーカー行為をテーマとした研修です。

同時に思うことというのは、ストーカー事件が発生して、どなたかが殺されてしまうと、警察がバッシングに遭うことが多いため、という社会が存在していますから、警察の反応が強くなってきていて、それこそ、さっきのDVの反応を勇み足とおっしゃっていましたが、それがストーカーのところはもっとひどくなっている地域がふえているように思います。私がおもうには、警察がどれだけ頑張ったとしても、すごく残念ですけども、守り切れない命というのはあるように思うのです。私が多分、本当はその数に入っていたはずの一人なので、守り切ることができないというのは、それは社会の問題であって、バッシングの問題でもある、と思っています。

ただ、そういった手前、もっと守れる命はたくさんあります。そのことについて、先ほどおっしゃったように、DVのリスクアセスメントももちろん大切ですがけれども、それとはまた別に、ストーカーのリスクアセスメントというのがあります。DVの中にストーカー行為が入ってくるということは、もちろんあり得ることですし、それからDVみたいな親密な関係性の中でのストーカー行為と、そういった親密な関係性の中でないストーカー行為というのは、また種類が違う場合がありますし、危険性も異なることが多いです。

ですので、制度を強化するのであれば、警視庁がどのようなことを行っているかということをもっと知りたいと思いますし、強化されていない議題は徹底していく必要性もあります。

数年前に警察庁ストーカー行為のことについて話した時の短いまとめは警察庁のウェブサイトに掲載しているかと思います。

また、それから性暴力を扱うのであれば、性暴力というのは、ほかの暴力とは全く違う要素が非常に大きいということを社会で理解する必要があります。慎重に行っていかなければ、被害に遭った人が命をみずから絶たれる可能性がすごく高いのがこの性暴力であったりする。性暴力という言葉は、基本的にここではDV関係の中でということをもっと前提とされていますけれども、DVの中で性暴力に遭っている人たちでも、子供のころに性虐待に遭っている方はいらっしゃるし、性虐待に遭ったからDVに遭いますという話ではありませんが、そういうことを含めて、慎重に扱っていくテーマとして、どれだけ研修が丁寧に行われているのかということについては、都として、慎重に検討

していただきたいというふうに思っています。

○山田部会長　ありがとうございます。

具体的には、どこに、性暴力に関する、ストーカー被害者支援に入る、予防も含めてということですね。

あとはありますでしょうか、意見。

この前も、内閣府の部会であったんですけれども、性犯罪、性暴力被害というのが多様化しているので、ただ単に強姦、強制わいせつだけに限らず、児童に関しては、J K ビジネス被害者、ポルノ出演被害者、A V 出演強制被害者等、さまざまありますので、いわゆる性暴力に関しては、多様であるということも含めて、お書きいただけたらと思っています。

ほかにありますでしょうか。一応、この後ございますか。

各項目ごとの原稿、ご意見をいただきまして、最後、全体の項目、もしくは、今までに漏れているところ等で何かご意見はありますでしょうか。項目の順番、表現方法、つけ加えたほうがよい項目を含めまして、よろしく願いいたします。

一応、私から一言ですけれども、男女間のあらゆる暴力というふうになっていますが、ご存じのように、配偶者は異性とは限らないので、それをどう、もちろん、すぐ直せということではないんですが、注等で親密な関係がある同性同士も含むといったようなことも、注ぐらいで示していただけたらと思います。例えば、もう既に男性同士間の接近禁止命令も出ているんですね。

○山崎部会長代理　そうなんですか。

○山田部会長　数件出ています。いわゆる内縁関係の男性同士で暴力を受けたので、もう既に裁判所レベルでは、同性同士に配偶関係の存在を認める裁判所もありますので、ちょっと表現の工夫というか、せめて注でその点を入れていただけたらと思います。

○男女平等参画担当部長　それは、すべてにかけてということですか。

○山田部会長　いや、どこか1カ所に入れればいいと思いますけれどね。男女間のあらゆる暴力、性暴力といった場合は、男女間と書いてあるけれども、いわゆる親密な関係にある同性同士も含むみたいな注をどこかで、一番最初に入れておいていただければと思います。

○中島委員　5年前に、この審議会に参加させていただいたときも、同じような会話があったと思います。等という字を入れるかどうかという議論のところで、この課題が出てきたと思うんですね。なので、そのテーマをまた取り上げるということ、5年前には可能ではなかったことですが、もう一度、見直すということも必要なのではないでしょうか。

子の課題を取り上げることによって、今おっしゃったこともそうですし、デートDVのことも含むことが可能となると思いますし、親密な関係の定義を広げるというか、パートナーシップというのは必ずしも配偶者と呼ばれる形の二人の話だけではなくて、さ

まざまなパートナーシップがあるということ。例えばアメリカでDVという言葉を使うのが減ってきているのは、ドメスティックという言葉は家庭内というイメージが非常に強いからです。

そうではなくて、IPV(Intimate Partnership Violence)にかわってきているというのは、親密なパートナーシップの中でのバイオレンスという意味です。合わせるということではないですけれども、概念としてはとても大切だと、私も思います。

○男女平等参画担当部長 中島委員がおっしゃられたように、前回の改定の際には、配偶者暴力対策に関する計画であるということで、総会の中では、男女間というか、法律で定める配偶者間の暴力について取り扱うべきであるというご意見がありました。ですので、もしかすると、次回の総会に、中間のまとめの部会案として提出した際には、そういったご意見が出る可能性はあります。けれども、部会の意見として、やはりそういった広い対象にするべきであるということですのでよろしいでしょうか。

○山田部会長 本来は配偶者暴力と言いながらも、事実上親密性の中での暴力ということであるというのを最初に言っておいたほうが、誤解がないと思いますね。意見が出るかもしれませんが、ぜひ、そこは狭い範囲にとどまらせないように、私もこの委員ですので、していきたいなと思っておりますので、それをご検討いただければと思います。

さすがに部会名を変えるのは無理かもしれませんが、今の時点では。ぜひ、少なくとも、中身だけはしっかりやっていかなくてはと思っております。

ほかにありますでしょうか。全体を通して。

では、今まで出た分のご意見、ご質問等に関しては、いま一度、事務局でご検討をいただいて、その結果を次回までご報告いただければと思います。

活発な意見をいただきまして、どうもありがとうございました。

では、皆様のご意見を踏まえて、中間のまとめを事務局で、大変短い期間ですが、作成していただき、次回、本当に短い期間ですね、この期間で検討していきたいと思えます。

次の議事に入らせていただきますが、今後のスケジュールについて、事務局からご説明をお願いいたします。

○事務局 次回の第2回部会は、7月26日、火曜日の午前10時から、また第3回の部会につきましては、8月26日、金曜日の午後2時から開催をさせていただきます。

その2回の部会では、中間のまとめの部会案の素案につきましてご検討をいただきまして、9月2日、金曜日の第2回総会におきまして、当会の素案として、部会から総会にご報告していただくという形をとらせていただきます。

会場などの詳細につきましては、別途、ご連絡をさせていただきます。

○山田部会長 ありがとうございます。

ただいまの説明につきまして、ご意見、ご質問がございますでしょうか。

先ほど申しましたが、本当に大変タイトなスケジュールでございますので、委員の皆様も大変お忙しいとは存じますが、どうぞ可能な限りご参加、ご意見をいただきますよう、よろしくご協力ください。

ほかに何か、全体に関して、運営に関して、その他ご意見、ご質問ございますでしょうか。

では、これをもちまして、東京都男女平等参画審議会第1回配偶者暴力対策部会を閉会させていただきます。どうも長時間にわたり、ありがとうございました。

(午前11時47分 閉会)